

元気満開

つつじが咲いた

大津つつじ祭



ついでの花と

大津町

昨年は、雨だった「大津つつじ祭」も、今年は、天候にも恵まれ、つつじも満開に咲きほこり、大勢の来場者で賑わいました。

中心商店街では、大津中学校吹奏楽部を先頭に約500人のパレード。歩行者天国になった役場前の通りは、遊具や茶小屋が並び、家族連れやベビーカーを押したお母さんがゆっくりとした時間を過ごしていました。子ども広場やステージからは歓声が聞こえ、昔懐かしいバナナの叩き売りも行われました。

オークス広場では、恒例になった子ども相撲大会やほしご車がある防災プラザ、銘花・陶芸展があり、乗馬体験コーナーには列ができていました。

昭和園では、つつじの花に囲まれながらカラオケマラソンや野点を楽しむ、音楽祭では、フラダンスの出演もあり、会場は盛り上がりしていました。

JR九州ウォーキングには、1,000人を超える参加者が大津町内を歩きました。

65歳以上の人の介護保険料

■問い合わせ
役場保険医療課 介護保険係
☎(293)3114

介護保険料は、40歳以上の人が支払う保険料です。

そのうち、65歳以上の人は、次の2種類の支払い方法があります。

なお、40歳から64歳までの人の介護保険料は、医療保険料と一緒に支払うこととなります。

①年金から天引きする方法

年金の定期支払い(年6回)の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれる(天引き)方法です。
年金が月額18万円以上であり、年金の種類が老齢基礎年金や遺族年金、障害年金などの場合が対象となります。

ただし、65歳になって間もない場合や転入して間もない場合、年金を担保にお金を借りている場合などは、年金からの天引きはできません。納付書でのお支払いとなります。

②納付書や口座振替で支払う方法

町から送る納付書で、納期にしたがって、役場または町指定金融機関の窓口で支払う方法です。なお、便利な口座振替もあります。

■保険料額のお知らせ

65歳以上の人に、6月中旬に、平成20年度の介護保険料額を郵便でお知らせします。

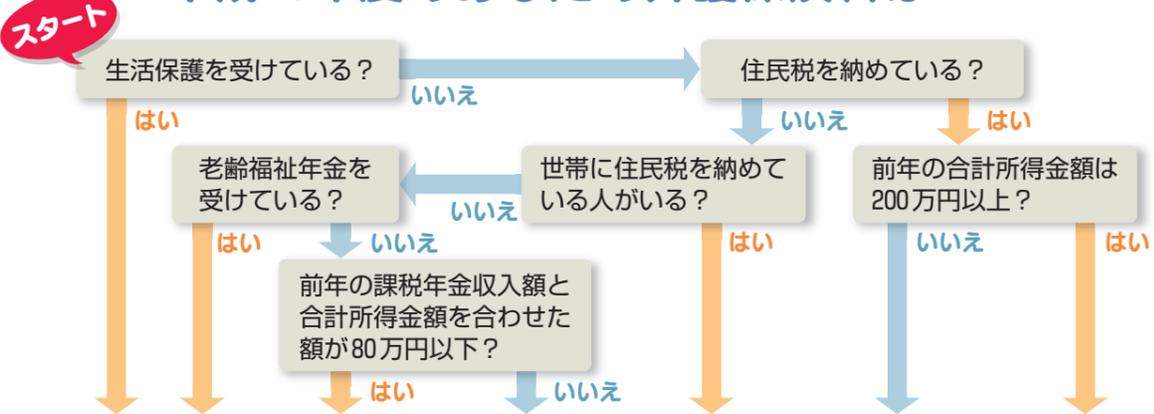
■保険料の減免

生活保護基準に該当するなど、保険料の納付が困難な人は、減免制度があります。

■保険料を支払わないと

介護サービスを受けるときに、滞納期間に応じて(例えば、利用者負担が1割から3割に引き上げられるなど)制限がありますので、必ず保険料をお支払いください。

平成20年度のあなたの介護保険料は？



段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階
対象者	・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税 ・生活保護受給者	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額を合わせた額が80万円以下	世帯全員が住民税非課税で、第2段階対象者以外	本人が住民税非課税で、世帯に住民税課税者がいる場合	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上
算定方法	基準額×0.5	基準額×0.5	基準額×0.75	基準額	基準額×1.25	基準額×1.5
保険料額(年額)	24,600円	24,600円	36,900円	49,200円	61,500円	73,800円

- 介護保険料額は、前年(平成19年)1月1日から12月31日までの本人、同一世帯者の収入、住民税課税状況によります。
- 平成18年4月の住民税改正により介護保険料が高くなる人は、段階的に保険料額が高くなる制度がありますが、それに該当する人は、上記保険料とは違う額となります。
- 年金からの天引きによる支払い方法の人は、来年4月と6月の支払い額は、来年2月の年金からの天引き額と同じ額となります。